

平成22年 1月29日  
消費者庁

## 消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の概要等 (平成22年 1月12日～1月15日分)

平成22年 1月12日から 1月15日までの間に消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の中から、注意を要すると思われる情報について公表します。

消費者庁としては、今後、関係省庁とこれらの情報を共有しつつ、同種事例に関する相談件数の推移等を注視し、必要に応じて、追加情報の公表その他の適切な対応を行ってまいります。

なお、これらは、消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、違法性・不当性等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

### ○ 取引分野

- ・ インターネット上のアダルト動画サイトにパソコンで接続したところ、突然料金（5万円）を請求する画面が表示され、消すことができなくなった。当該サイトには無料と表示がされており、有料サービスの申込み手続きをした覚えもない。

ここで注意を要すると思われる情報として公表されている事例は、PIO-NETに寄せられている同一事業者名・同種手口（又は同種商品・役務）の情報件数を確認し、①PIO-NETに登録された直近1か月の件数と直近3か月の月平均件数が、過去1年の月平均件数を上回り、かつ、②PIO-NETに登録された直近1か月の情報が複数の都道府県で登録されているものを対象としています。

ただし、前記①、②の条件を形式的に満たす場合であっても、情報の正確性・客観性に疑義がある場合や特異な事案であって被害の拡大や再発のおそれが乏しいと認められる場合、あるいは関係行政機関による法執行等に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合等には公表の対象から除外しています。

（「消費者情報ダイヤルに寄せられる情報の公表に関する基本的考え方」より）

### 【本件問い合わせ先】

消費者庁消費者情報課 川辺・木嶋・滝・松田  
電話：03-3507-9178

(参考)

1. **ダイヤル受付総数** 475件

〔	うち 一般的内容 (相談・苦情、提案含む)	333件	〕
	法解釈	110件	
	情報提供	100件	

※1件の受付で複数の内容を含む場合があるため、内訳の合計は受付総数を上回ることがある。

## 2. 情報提供の概要

安全	オーブントースター (「使用上の注意」等の記載不備)、キムチ (異物混入)、サイクロン式掃除機 (焦げ臭)、バレーボールネット巻き取りハンドル (逆回転・骨折)、レトルト食品 (異物混入)、液晶テレビ (発火)、加熱用牡蠣 (食中毒)、蕎麦 (異物混入)、携帯電話機 (指の怪我)、健康食品 (肝機能障害)、健康食品 (体調不良)、自動車 (ギアの不具合)、自動車 (タイヤフレーム腐食・穴)、自動車 (変速機部品の不具合)、車内の物品販売に伴う身体事故 (怪我)、土鍋 (酢による変色)、豆腐 (細菌検査結果の改ざん)、浴室乾燥暖房機 (発火) 計18件
取引	リース契約をめぐるトラブル、一方的な契約変更、架空請求、解約トラブル、開運商法、業務提供誘引販売取引、契約時の説明不足、誤請求、債務不履行、断定的判断の提供、特定継続的役務提供、不実告知、不審な勧誘、不当請求、不良製品の販売、保険金支払いをめぐるトラブル、保険契約をめぐるトラブル、抱き合わせ販売、連鎖販売取引、その他サービスの不備、その他契約をめぐるトラブル 計45件
表示	虚偽表示 (カー用品の使用説明)、虚偽表示 (遺伝子組換え食品の表示義務違反)、虚偽表示 (インターネット広告)、虚偽表示 (瓶入り食品の容量)、誇大広告 (インターネット広告)、誇大広告 (インターネット通信販売)、誇大広告 (専門学校の広告)、誤認惹起 (インターネット広告)、誤認惹起 (インターネット通信販売)、誤認惹起 (テレビ CM)、誤認惹起 (携帯電話の料金)、誤認惹起 (電器店広告の価格比較)、誤認惹起 (理容室の看板)、効能効果表示 (テレビ CM)、産地偽装 (塩)、産地偽装 (外食の牛肉)、産地偽装 (木材)、説明不足 (インターネット広告)、説明不足 (クーポンマガジンの掲載広告)、説明不足 (期限付きクーポン)、説明不足 (居酒屋の席料・お通し)、迷惑メール 計26件
その他	個人情報の漏洩、製品不良、通信障害、優越的地位の濫用 等 計11件